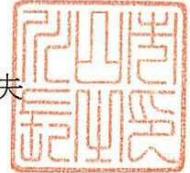


川西区発第269号  
令和5年3月27日

川口市監査委員 澤野 高雄 様  
同 金井 洋 様  
同 榊原 秀忠 様  
同 芝崎 正太 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和5年1月30日執行の都市整備部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について（西部土地区画整理事務所）

西部土地区画整理事務所の報酬において、日額報酬の支給が川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

指摘事項に関し、速やかに課内の情報の共有を図り、令和5年2月に開催した審議会では、適正に支出事務を執行致しました。

今後とも、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、適正に事務処理を執行致します。

